

野田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託する。

令和5年4月5日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務委託者

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
野田市文化会館・櫨のホール活性化共同体
共同事業体の代表者 アクティオ株式会社 代表取締役 淡野 文孝

2 歳入の種類

複写機及び印刷機の使用料金
公衆電話の使用料金

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで